

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

AUGUST 2021
 VOL.637

8



落日の向日葵(那珂市)

写真提供者：水戸市 加倉井 克己 氏

●2021 8月号 CONTENTS●

両立支援等助成金等のご案内……………2
 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況……………4
 年5日の年次有給休暇の確実な取得を!……………5
 「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス!……………5
 新しい働き方・休み方を実践するために、
 年次有給休暇を上手に活用しましょう……………6
 治療と仕事の両立支援助成金……………7
 高年齢雇用継続給付金等の
 添付書類を一部不要とします……………8
 令和3年度(前期)障害者就職面接会中止のお知らせ……………9
 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」開催のご案内……………9

第35回 全国作業環境測定・評価推進運動……………10
 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!……………11
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………12
 令和3年上半期 県内の労働災害発生状況……………13
 県内の労働災害発生状況速報……………14
 外国人を雇用したいしている企業等を支援します……………14
 令和3年死亡災害発生状況……………14
 令和3年度全国労働衛生週間準備打合せ会について……………14
 講習会のご案内……………15
 令和3年度茨城県産業安全衛生大会……………16

両立支援等助成金等のご案内

支給額の()内は、生産性要件(次ページ参照)を満たす場合の助成額です。

1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者が利用した事業主に対して助成

①育児休業 1人目の育休取得

中小企業 57万円(72万円) 中小企業以外 28.5万円(36万円)

*2人目以降の支給額は、取得日数等により額が異なります。

*個別面談等育児休業の取得を後押しする取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり1年度10人まで支給

②育児目的休暇

中小企業 28.5万円(36万円) 中小企業以外 14.25万円(18万円)

*1企業1回まで支給

2. 介護離職防止支援コース

①②「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

③新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

①介護休業

【休業取得時】 28.5万円(36万円)

【職場復帰時】 28.5万円(36万円)

②介護両立支援制度 28.5万円(36万円)

*それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給

③新型コロナウイルス感染症対応特例

労働者1人あたり

・有給休暇取得日数が合計5日以上10日未満 20万円

・有給休暇取得日数が合計10日以上 35万円

*1企業あたり5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

①②「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成

③育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成

④育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して支給

⑤新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子供の世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、利用者が生じた事業主に対して助成

①育休取得時 28.5万円(36万円) ②職場復帰時 28.5万円(36万円)

*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

③代替要員確保時 47.5万円(60万円)

*育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円(12万円)加算

*1企業あたり1年度10人まで支給(最初の支給から5年間に限る)

④職場復帰後支援

【子の看護休暇制度】

・制度導入時 28.5万円(36万円)

・制度利用時 取得した休暇時間数に

1,000円(1,200円)を乗じた額

【保育サービス費用補助制度】

・制度導入時 28.5万円(36万円)

・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

*制度導入時の助成は、いずれかについて1企業あたり1回まで支給

*制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間(240時間)、「保育サービス費用補助制度」は20万円(24万円)まで支給

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例

対象労働者1人あたり 5万円

*1企業あたり延べ10人まで支給(上限50万円)

4. 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成

- 1企業1回限り**
 ・数値目標達成時 47.5万円(60万円)

5. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース及び母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給(年次有給休暇の賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を整備し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知した事業主に対して助成

- 【休暇取得支援コース】**
 ・当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主
 ・対象労働者1人あたり 28.5万円
 (1事業所あたり5人まで)
- 【休暇制度導入助成金】**
 ・当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主
 ・1事業場につき 15万円

6. 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制度、⑥テレワーク)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成

- ①環境整備、休暇の取得等**
1事業主あたり 28.5万円(36万円)
 ※「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上利用労働者に取得または利用させた事業主
- ②長期休暇の加算**
1人あたり 28.5万円(36万円)
 ※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3ヶ月以上継続勤務させた場合、1事業主あたり1年度5人まで

【生産性要件とは?】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前(*1)に比べて6%伸びている または
- ・その3年度前(*1)に比べて1%以上(6%未満)伸びている(*2)

場合に、助成の割増等がされる制度です。

ただし、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

- *1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。
- *2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。

○上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。

○詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)まで。

個別労働紛争に関する相談内容は 9年連続で『いじめ・嫌がらせ』がトップ

～令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況(茨城労働局集計)～

茨城労働局 雇用環境・均等室

茨城労働局では、個別労働紛争の未然防止と円滑な解決促進を図るため、労働局及び労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、労働関係法令、判例等の情報提供や個別の労働相談に対応するほか、紛争当事者からの申出に基づき紛争の相手方に紛争解決に向けた話し合いの促進を促す助言・指導、紛争当事者間の話し合いを公平・中立な労働問題の専門家(弁護士等)が仲介することにより紛争解決を図るあっせんを実施しています。

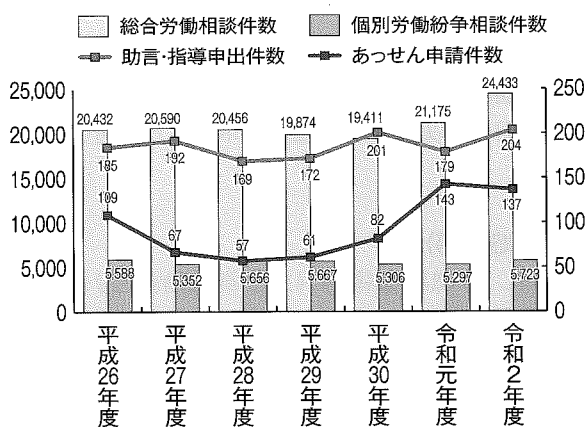
令和2年度には24,433件(前年度比+15.4%)の総合労働相談が寄せられましたが、このうち労働者と使用者の

間で生じた個別労働紛争に関する相談件数は、5,723件(前年度比+8.0%)となりました(第1図参照)。

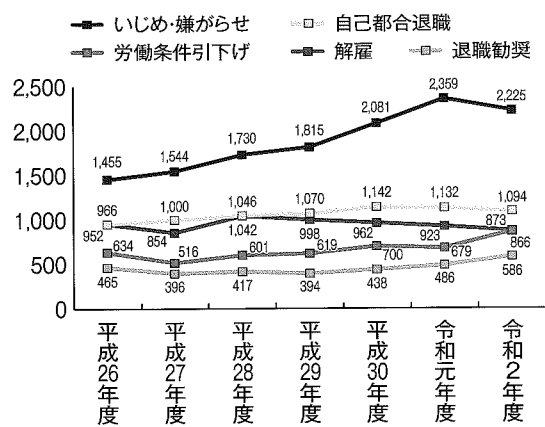
相談内容別では「いじめ・嫌がらせ*」が2,225件で前年度より5.7%減少しましたが、9年連続でトップとなりました(第2図参照)。助言・指導申出件数は204件で、あっせん申請件数は137件でした(内訳は、第3図、第4図参照)。

*令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していません。

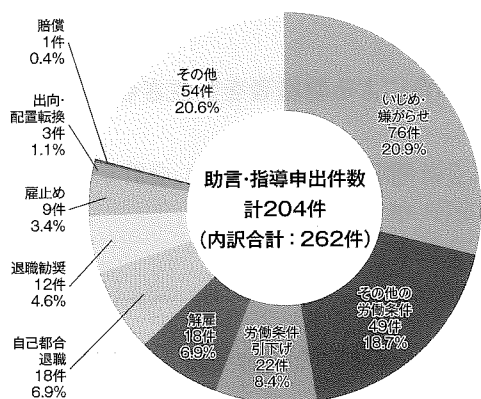
第1図 個別労働紛争解決制度の施行状況



第2図 個別労働紛争に係る主な相談内容の動向(件)

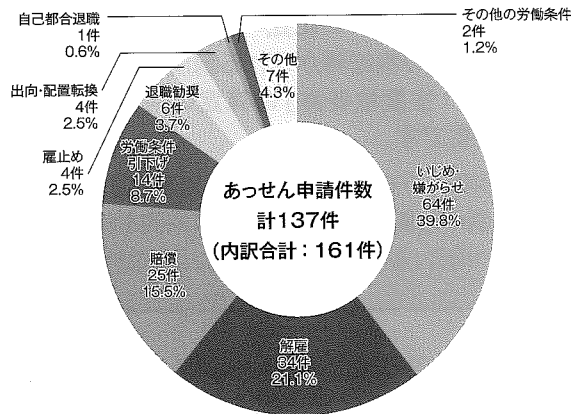


第3図 令和2年度助言・指導申出内容別の件数



*1回において複数の内容にまたがる申請が行なわれた場合は、複数の内容を件数に計上している。

第4図 令和2年度あっせん申請内容別の件数



*1回において複数の内容にまたがる申請が行なわれた場合は、複数の内容を件数に計上している。

年次有給休暇の取得は進んでいますか？

年5日の年次有給休暇の確実な取得を!

～年次有給休暇が10日以上付与されている全ての労働者について、付与から1年以内に5日以上取得させる必要があります。～

2019年4月から、働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務化などがスタートしました。また、2020年4月※からは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています。

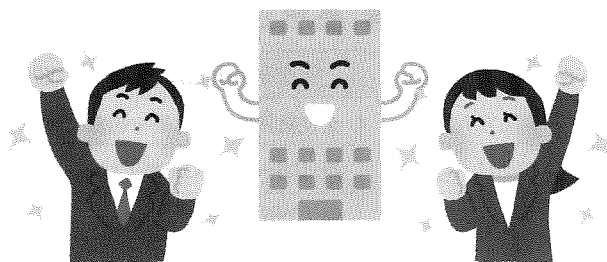
※中小企業については、不合理な待遇差の禁止は2021年4月から適用されています。

労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

10日以上年次有給休暇が付与されている全ての労働者(パート・アルバイト含む)について、付与日(基準日)から1年以内に5日以上取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数(残日数)などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう!

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季を聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。



働き方改革に取り組む事業主のみなさまへ

「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス!

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る…これまでの働き方を見直す取り組みを、「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などにつながります。

労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家によるアドバイスを受けてみませんか？

働き方・休み方改善コンサルタント が、あなたの会社を訪問します。 **無 料**

〈お問合せ・お申込先〉

茨城労働局 雇用環境・均等室

☎ 029-277-8295 (平日8:30~17:15)

FAX 029-224-6265

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31茨城労働総合庁舎6階



※働き方・休み方改善コンサルタントは、茨城労働局が、専門的な知識と豊富な経験を有する「社会保険労務士」等をコンサルタントとして任用しているもので、ご相談・助言の内容に関する秘密は守られます。

新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

| | |
|---------------|--------------|
| 5日 | 5日 |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

| | |
|---------------|--------------|
| 15日 | 5日 |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式 | 年次有給休暇の付与の方法 | 適した事業場、活用事例 |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式 | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与 | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用 |
| 個人別付与方式 | 個人別に付与 | 年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定 |

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実に取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

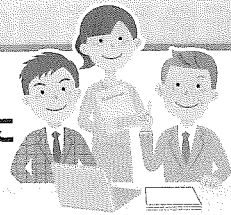
事業者の皆様へ!

病気になっても働き続けられる会社を応援します!

治療と仕事の両立支援助成金 (環境整備コース)・(制度活用コース)

概要

事業者の方が労働者の傷病^(※1)の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度^(※2)を導入または適用した場合に事業者が費用の助成を受けることができる制度です。



- (※1) がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病のこと。
- (※2) 傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。(時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。)

助成対象等

令和3年度から各コースの申請要件を見直しました!

(環境整備コース)は、「両立支援環境整備計画」の作成が不要となります。
(制度活用コース)は、「両立支援制度活用計画」

| | 環境整備コース | 制度活用コース |
|------|---|--|
| 助成対象 | 事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) の配置と両立支援制度の導入を新たに行った場合に、申請に基づき費用を助成します。 | 事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) を活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に、申請に基づき費用を助成します。 |
| 助成金額 | 1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし1企業又は1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。 | 1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし、対象労働者が有期契約の場合、将来にわたり1回限り、対象労働者の雇用期間に定めのない場合、将来にわたり1回限りそれぞれ助成されます。 |

(※3) 当機構が実施している「両立支援コーディネーター基礎研修」(無料)を受講し修了した者のこと。研修のお申し込み等は下記の当機構HP「両立支援コーディネーター基礎研修」のパナーをクリック

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間：9時～12時 / 13時～18時
(土日祝日を除く)

ナビダイヤル **0570-783046** (ナヤミヲシロウ)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.5)



厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)

Ministry of Health, Labour and Welfare Japan Organization of Occupational Health and Safety



事業主等の皆さまへ

<その1>

令和3年8月1日から、高年齢雇用継続給付の手続の際、あらかじめマイナンバーを届け出ている者について運転免許証等の写しを省略できます。

高年齢雇用継続給付金は60歳以上65歳未満の方を対象とする給付であるため、その支給申請に当たっては、被保険者の年齢を確認する書類として「運転免許証や住民票の写し等(以下、添付書類)」を提出していただいています。

マイナンバーを届け出ている方は、ハローワークにおいて年齢の確認ができるため、令和3年8月1日以降、この添付書類を不要とする取扱いに変更いたします。

対象となる申請書

<高年齢雇用継続給付金>

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続支給申請書

<その2>

令和3年8月1日から、育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金の手続の際、通帳等の写しを原則不要にします。

※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

対象となる申請書

<高年齢雇用継続給付金>

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続支給申請書

<育児休業給付金>

- 育児休業給付金受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書

<介護休業給付金>

- 介護休業給付金支給申請書



令和3年度(前期)障害者就職面接会 中止のお知らせ

従来開催している一堂に会して実施する就職面接会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面開催が見込めない状況であります。

求人者、求職者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

しかし、各ハローワークにおいて、事業所への雇入れ支援、求職者への就職支援の強化を図りながら、雇用機会、就職機会の場をなくさないために、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら、小規模の就職面接会の実施を検討しております。

また、今後の大規模な就職面接会は状況を踏まえながら開催を検討して参ります。

「有機溶剤作業主任者能力向上教育」開催のご案内

平成26年8月25日厚生労働省令第101号にて、「有機溶剤中毒予防規則」の改正が行われ、特別有機溶剤(業務)については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了したのから特定化学物質作業主任者を選任することとなったところでありますが、関係法令等の改正状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与しその能力の向上を図り、以って事業場における安全衛生水準の向上を目指す観点より、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針別表19により有機溶剤作業主任者に対する標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

ついては、今般、当連合会において、上記の趣旨を踏まえ、標記の能力向上教育を下記により実施することになりましたので、貴事業場における有機溶剤作業主任者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

- 1 講習日時：令和3年9月27日(月) 開始時刻 午前9時00分
終了時刻 午後5時20分頃
- 2 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
- 3 定 員：60名
- 4 受講料等：1名につき 14,768円
【受講料12,568円(税込)、テキスト代2,200円(税込)】
- 5 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会
電話 029(225)8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

第35回(令和3年度)全国作業環境測定・評価推進運動

「作業環境測定で見えぬリスクを明確に! 改善しよう 職場と意識」

実施期間 令和3年9月1日～30日(準備期間 令和3年6月1日～8月31日)

近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が早いテンポで導入され、働く方々の作業環境における危険・有害要因が複雑化、多様化しており、これらにかかるリスク管理の対応が求められています。

労働安全衛生法においても、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施が事業者の努力義務として導入されました。平成28年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者に義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えて平成30年7月からは673物質となりました。

このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働ける作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。

「作業環境測定」及び「測定結果の評価」は、有機物質の作業場所の空気中における濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造または取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっています。

さらに、令和2年4月に溶接ヒュームが新たに特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場を対象に、令和3年4月から令和4年3月までの間の溶接ヒュームの測定が義務付けられました。

令和3年4月からは、一部の作業場の測定方法に個人サンプリング法が加えられました。作業態様に即して個人サンプリング法の効果的な活用についてもご理解をいただく必要があります。

公益社団法人日本作業環境測定協会は、「作業環境測定及びその結果評価」の適切な実施を推進することが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主を始め事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援を得て昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってきました。

その第35回を迎える本年度は、行政及び関係者との連携のもとに、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場及び作業環境測定士が先頭に立って、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと、②作業環境測定が673物質にかかる作業のリスクアセスメントの有効な手法であることへの理解とリスクアセスメントの実践を促すこと、③令和3年4月の一部作業場における個人サンプリング法の適用にかかる広報を行うこと、④令和3年度に溶接ヒュームの測定が適切に行われるための関係者への広報及び技術支援を行うこと、⑤国立大学法人及び私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力点を置いて展開いたします。

令和3年度(公社)日本作業環境測定協会 北関東支部 茨城分会 会員名簿

令和3年5月1日現在

| 事業所名 | 所在地(茨城県) | 電話番号 |
|------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| (株)MCエバテック つくば分析センター | 〒300-0332 稲敷郡阿見町中央8-5-1 | 029-887-1017 FAX887-5381 |
| (株)環境測定サービス | 〒310-0905 水戸市石川4丁目3896-3 | 029-257-2601 FAX257-2602 |
| (株)日立パワーソリューションズ | 〒312-0034 ひたちなか市堀口832-2 | 029-276-5626 FAX276-1445 |
| (株)環境科学研究所 | 〒319-1541 北茨城市磯原町磯原1564-4 | 0293-42-2694 FAX 42-2625 |
| 日立アプライアンステクノサービス(株) | 〒316-8502 日立市東多賀町1-1-1 | 0294-36-9610 FAX 38-1711 |
| (一財)茨城県薬剤師会 検査センター | 〒310-0852 水戸市笠原町978-47 | 029-306-9086 FAX306-9076 |
| (一社)茨城県環境管理協会 | 〒310-0836 水戸市元吉田町1736-20 | 029-248-7431 FAX240-1270 |
| (株)環境研究センター | 〒305-0857 つくば市羽成3-1 | 029-839-5501 FAX839-5527 |
| 日鉄テクノロジー(株) 鹿島事業所 | 〒314-0014 鹿嶋市光3番地 | 0299-84-2565 FAX84-2578 |
| エア・ウォーター薬化(株) 環境分析センター | 〒314-0014 鹿嶋市光3番地 | 0299-84-3615 FAX 83-8080 |
| (株)茨城テクノス | 〒317-0065 日立市助川町3丁目1-1 | 0294-25-2110 FAX 21-1495 |

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!

いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告書であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけ!
入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダライタは別途必要です。)

e-Gov webサイトへ!

e-Gov webサイトへアクセス! <https://www.e-gov.go.jp/>

1. 電子証明書を用意してください(GビズIDを使用する場合は不要)
労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。
2. アカウントの準備をしてください
e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウント・Microsoftアカウント・GビズID
3. ブラウザの設定を確認してください
ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。
4. アプリケーションをインストールします
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページから「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。
労働保険の電子申請説明動画が各種アップされております。

事業者の皆様へ！



「心とからだの健康づくり」の積極的な取組を応援します！

事業場における労働者の健康保持増進計画助成金

概要

事業者の方が「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針/昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)で示す基本事項を踏まえて、次の取組を実施した場合に助成を受けることができる制度です。

- (1) 次の全ての事項が記載された「健康保持増進計画」を作成していること。
ただし④については、実施する健康保持増進措置が「研修等」の場合に限ります。
 - ① 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
 - ② 健康保持増進計画の期間に関する事項
 - ③ 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項
 - ④ 研修受講者が携わった措置(例：受講した研修名及び研修内容)
- (2) 作成した「健康保持増進計画」に基づき、労働者に対する「健康測定」又は「健康指導」、事業場内の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの措置を実施していること。



助成対象等

助成対象

「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの健康保持増進措置(※)の実施費用を助成します。

(※) ただし、保険診療や法令で実施することが義務付けられている場合や、作成した健康保持増進計画の内容(「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」)について、他の助成金等を申請・受給している場合は、助成対象となりません。

助成金額

1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたり1回限り助成されます。

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間：9時～12時 / 13時～18時
(土日祝日を除く)

ナビダイヤル

0570-783046 (ナヤミラシロウ)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.6)



厚生労働省・独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOHAS)
Ministry of Health, Labour and Welfare Japan Organization of Occupational Health and Safety



茨城産業保健総合支援センター

令和3年上半期 県内の労働災害発生状況 ～死亡災害、死傷災害ともに増加～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和3年上半期(1～6月)の労働災害発生状況をとりまとめました。

死亡災害の状況

労働災害による死亡者数は11人で、前年同期と比べて4人の増加となっています。

業種別にみると、製造業が2人、建設業5人、清掃・と畜、畜産業、その他の接客、その他の事業で各1人発生しています。

事故の型別では、「墜落・転落」で4人、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」で各2人、「転倒」、「崩壊・倒壊」、「交通事故」で各1人となっています。

死傷災害(休業4日以上)の状況

休業4日以上の死傷者数は、全産業で1,444人となり、前年同期に比べて256人の大幅な増加となっています。

業種別にみると、製造業が358人(前年同期比+34人)と最も多く、次いで陸上貨物運送事業176人(同+1人)、小売業161人(同+29人)、社会福祉施設160人(同+83人)、建設業144人(同+8人)の順となっています。また、医療保険業では87人(同+49人)、教育研究業では29人(同+20人)と前年に比べて大幅に増加しています。

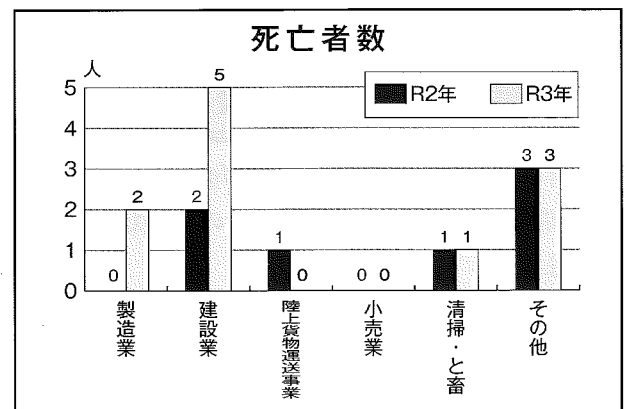
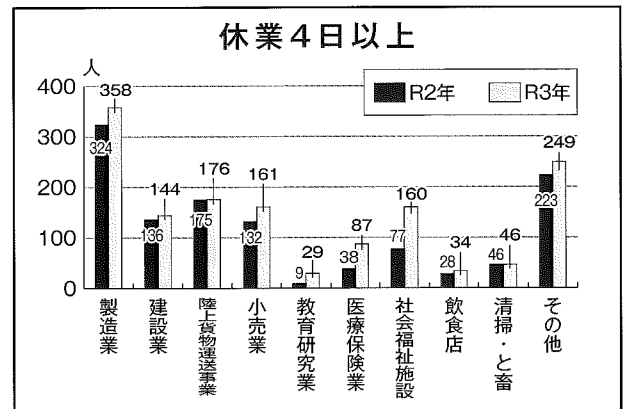
事故の型別では、「墜落・転落」243人(前年同期比-26人)、「転倒」221人(同-11人)、「はさまれ・巻き込まれ」166人(同-8人)の順に多いものの、いずれも前年に比べて減少している一方で、「激突され」が105人(同+30人)、新型コロナウイルス感染症を含む「その他の災害」が195人(同+180人)と大幅に増加しています。

年齢別にみると、60歳以上の高年齢労働者が336人(全体の23.26%)で前年同期と比べ減少しているものの、40歳以上が占める割合は全体の約70%となっています。

今後に向けて

茨城労働局では、例年、全国安全週間や全国労働衛生週間を契機として安全衛生活動の総点検の実施を呼び掛けているところです。さらに労働災害が増加傾向にある小売業や社会福祉施設を含む第三次産業における労働災害の防止や多発する「墜落・転落」、「転倒」による労働災害防止、高年齢労働者における労働災害防止を促進するため、各種リーフレットやチェックリストを活用した取組の促進、ホームページの活用、関係団体との連携等により労働災害防止対策の徹底を図ることとしています。

各事業場におかれましては、更なる労働災害防止活動の促進に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着や、テレワークの推進、「新しい生活様式における熱中症の予防」等に十分配慮した取組をしていただきますようお願いいたします。



県内の労働災害発生状況速報 (令和3年6月末現在)

| 業種別 | 令和3年 | 前年同期 | |
|-------|------------|-----------|--------|
| 計 | (11) 1,444 | (7) 1,188 | |
| 製造業 | (2) 358 | (0) 324 | |
| 鉱業 | (0) 1 | (0) 6 | |
| 建設業 | (5) 144 | (2) 136 | |
| 内訳 | 土木 | (1) 43 | (2) 36 |
| | 建築 | (4) 81 | (0) 75 |
| | その他 | (0) 20 | (0) 25 |
| 運輸交通業 | (0) 163 | (1) 163 | |
| 貨物取扱業 | (0) 23 | (0) 25 | |
| 農林業 | (0) 20 | (1) 24 | |
| 畜産水産業 | (1) 52 | (1) 53 | |
| 商業 | (0) 203 | (0) 168 | |
| その他 | (3) 480 | (2) 289 | |

(注) ()内は、死亡者で内数

外国人を雇用したい・している企業等を支援します 外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center (FRESC 略称:フレスク)

- 略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。
- フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省(法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省)共管の公的機関です。
- 留学生の受入れや就職の促進、高度外国人材の受入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。
- 厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に関する労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。
- なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っています。

電話 0570-011000 「フレスク」→検索

令和3年死亡災害発生状況

6月発生分

| 発生月 時間帯 | 職 種 年 齢 経 験 年 数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災害の概要 |
|-------------|------------------------|--------------|----------------|--|
| | | | 起 因 物 | |
| 6月 9~10時 | 作業 者 40歳代 0か月 | その他 建築工事業 | 飛来・落下 | 4階建てのビル解体工事において、被災者は1階でエレベーターの搬器のワイヤーロープを固定していた金物を外したところ、ワイヤーロープが外れてエレベーターのつり合い重りが落下し被災者に当たった。 |
| | | | エレベーター、 リフト | |

令和3年度全国労働衛生週間準備打合せ会について

例年9月、全国労働衛生週間に向け、各地区労働基準協会では県内各地域で「全国労働衛生週間準備打合せ会」を開催していますが、新型コロナウイルスの感染状況が現下のとおりであることから、本年の開催を未定としている地区協会もあります。

開催の有無、全国労働衛生週間実施要綱、衛生週間用品等の取扱い等、各労働基準協会に直接お問い合わせくださるようお願いいたします。

(令和3年7月12日現在)

講習会のご案内 (令和3年8月中旬～9月)

| 講習の種類 | | |
|----------------------|------------------------|-------------|
| 開催日 | 開催場所 | 申込先 |
| 技能講習 | | |
| 有機溶剤作業主任者 | | |
| 8/26～27 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎協会 |
| 9/2～3 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/21～22 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| ガス溶接 | | |
| 9/15～16 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 9/17～18 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 玉掛け | | |
| 8/19～20・21 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総協会 |
| 9/9～10・13・14 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 9/9～10・11 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 9/24～25・26 | NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市) | 筑西協会 |
| プレス機械作業主任者 | | |
| 9/13～14・15 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総・土浦・龍ヶ崎協会 |
| フォークリフト運転(学科) | | |
| 8/18 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/1 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 9/2 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎協会 |
| 9/4 | NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市) | 筑西協会 |
| 9/6 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総協会 |
| 9/7 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 9/9 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 9/25 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 床上操作式クレーン運転 | | |
| 8/26～27・29 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/28～29・30・10/1・4 | 茨城県産業会館研修室 (水戸市) | 水戸協会 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | | |
| 8/25～26 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 9/2～3 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 9/13～14 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 9/23～24 | 平成館 (古河市) | 古河・筑西協会 |
| 9/29～30 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 特別教育・その他の講習 | | |
| 研削と石の取替え等の業務(自由研削) | | |
| 8/31 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 9/4 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 9/28 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 研削と石の取替え等の業務(機械研削) | | |
| 8/31 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総・龍ヶ崎協会 |
| アーク溶接等の業務 | | |
| 9/3～4 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 9/16～17 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 電気取扱業務(低圧) | | |
| 9/22 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/24～25 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎・常総協会 |
| 電気取扱業務(高圧) | | |
| 9/15～16 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| クレーン運転の業務(5トン未満) | | |
| 9/18～19 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 産業用ロボットの教示・検査等の業務 | | |
| 8/21～22 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 9/28～29 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦・常総・龍ヶ崎協会 |

| | | |
|----------------------|--------------------------|----------|
| 特定粉じん作業 | | |
| 8/30 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 職長能力向上教育(製造業) | | |
| 8/23 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 職長教育 | | |
| 8/24～25 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 8/26～27 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 9/7～8 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/9～10 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 9/15～16 | 茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市) | 筑西協会 |
| 職長・安全衛生責任者教育 | | |
| 9/28～29 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 安全衛生推進者講習 | | |
| 8/16～17 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総・龍ヶ崎協会 |
| 8/25～26 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| リスクアセスメント担当者研修(製造業等) | | |
| 9/9 | 茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市) | 筑西協会 |
| 保護具着用管理者研修 | | |
| 8/27 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 雇用管理研修(建設業)基礎講座 | | |
| 8/31 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 有機溶剤業務従事者教育 | | |
| 9/27 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 建築物石綿含有建材調査者講習会 | | |
| 8/26～27 | 茨城県産業会館 (水戸市) | 連合会 |
| フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 | | |
| 9/11 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 9/22 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 常総・龍ヶ崎協会 |
| 9/24 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 外国人技能実習法 | | |
| 技能実習責任者養成講習 | | |
| 9/17 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 技能実習指導員養成講習 | | |
| 9/18 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 生活指導員養成講習 | | |
| 9/19 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

| | | |
|-----|----------------|------------------|
| 連合会 | ☎ 029-225-8881 | FAX.029-227-4507 |
| 水戸 | ☎ 029-233-6622 | FAX.029-233-6626 |
| 日立 | ☎ 0294-23-3431 | FAX.0294-23-3461 |
| 土浦 | ☎ 029-824-0324 | FAX.029-824-0325 |
| 筑西 | ☎ 0296-24-2796 | FAX.0296-24-9303 |
| 古河 | ☎ 0280-31-4176 | FAX.0280-32-6116 |
| 太田 | ☎ 0294-72-3489 | FAX.0294-73-2716 |
| 常総 | ☎ 0297-22-0949 | FAX.0297-22-3537 |
| 龍ヶ崎 | ☎ 0297-62-7923 | FAX.0297-64-1498 |
| 鹿島 | ☎ 0299-83-8440 | FAX.0299-83-8478 |

令和3年度 茨城県産業安全衛生大会

参加料
無料

※駐車場は有料となります
※どなたでも参加できます
※受付でご連絡先等の記入をお願いします

山口 香 氏 特別講演

コロナ・オリパラ後の
スポーツと日本の
未来を考える



●プロフィール

13歳で全日本女子体重別選手権大会(50kg級)優勝。以来10連覇。世界選手権で4個の銀メダルの他、1984年第3回大会では日本女子として初の金メダルを獲得。「女三四郎」と呼ばれた。1988年ソウルオリンピックで銅メダル後、翌年に現役引退。

筑波大学教授、全日本柔道連盟理事、
日本バレーボール協会理事、日本サッカー協会理事

会期 令和3年
10月6日水

会場 ザ・ヒロサワ・シティ会館
大会開演 13時 / 特別講演 開演14時50分

主催：(一社)茨城労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会茨城県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日立支部・鹿島支部
後援：茨城労働局 茨城県 (一社)茨城県経営者協会 日本労働組合総連合会茨城県連合会
協賛：茨城産業保健総合支援センター